

投資主総会招集及び基準日設定ハ公告

平成二十九年二月二十八日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使すべき投資主を確定するため、規約第十五条の規定に従い、役員会の決議により、平成二十九年一月三十一日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、議決権を行使できる投資主といたします。

平成二十九年一月十六日

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号
ジャパンリアルエステイト投資法人